

キャリア形成促進助成金とは

キャリア形成促進助成金は、厚生労働省所管の独立行政法人である雇用・能力開発機構が行っている助成金制度のひとつです。

本助成金は、事業主が従業員（雇用保険の被保険者に限る）に対してキャリア形成に資するための職業訓練等を計画的に実施する際に活用できる制度です。

キャリア形成促進助成金には、以下「訓練等支援給付金」と「職業能力評価推進給付金」の2種類の給付金があります。

（1）訓練等支援給付金

従業員のキャリア形成を促進するために年間職業能力開発計画に基づき、次の職業訓練等を実施した場合に、要した経費の一部が助成されます。

（ただし、①の対象は中小企業のみ、②③④の対象は中小企業・大企業になります。）

①一般対象職業訓練…専門的な訓練に対する助成

従業員に対し、その職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための職業訓練を行う事業主に対する助成措置です。

②対象短時間等職業訓練…短時間労働者への訓練に対する助成

a. 短時間労働者（パートタイム労働者や契約社員等）に対し、高度な技能・知識を習得させるための職業訓練を行う事業主に対する助成措置です。

b. 短時間労働者に対し、正社員への転換に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を行う事業主に対する助成措置です。

③対象認定実習併用職業訓練…認定実習併用職業訓練に対する助成

厚生労働大臣の認定を受けた「実習併用職業訓練（実践型人材養成システム）」を実施する事業主に対する助成措置です。

④対象教育訓練等…自発的な職業能力開発の支援に対する助成

従業員の自発的な能力開発を支援する制度を就業規則等に設け、従業員の能力開発にかかる経費の負担やそのための休暇の付与を行う事業主に対する助成措置です。

（2）職業能力評価推進給付金

従業員に対して、厚生労働省が定める職業能力検定（技能検定等）を行った場合に、要した経費の一部を助成します。

（参考）独立行政法人雇用・能力開発機構とは

（英称：Employment and Human Resources Development Organization of Japan）

雇用のセーフティネットとしての離職者訓練をはじめとする様々な職業訓練や、人材の能力向上のための助成金の支給などを行う厚生労働省所管の独立行政法人である。